

計画等の案の概要

名 称	静岡県盛土等の規制に関する条例及び施行規則の一部改正		
公表するもの	静岡県盛土等の規制に関する条例及び施行規則の一部改正（案）		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年12月6日(金)～令和6年12月26日(木)
	無		
担当課等名	くらし・環境部環境局盛土対策課盛土対策班 電話番号 054-221-2137		
総合計画における位置づけ	2-3 豊かな自然環境の保全と継承 (1) 豊かな社会を支える「命の水」等の保全		
審議会等の名称	-		
<p>1 趣旨</p> <p>静岡県盛土等の規制に関する条例（以下「盛土条例」という。）は、災害の防止と生活環境の保全を目的としています。</p> <p>令和7年5月26日に予定している、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）による規制の開始に伴い、災害の防止の規制は盛土規制法に委ね、生活環境の保全の規制に係る手続きの合理化を図るため、盛土条例及び施行規則の一部を改正します。</p> <p>このたび、条例及び施行規則の改正案の骨子を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。</p>			

2 盛土条例の一部改正の骨子

○ 維持又は改正する内容

(1) 名称

「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」に改めます。

(2) 目的

盛土規制法の規制の開始に伴い、盛土条例の災害の防止に関する規定を削ることから、盛土条例の目的を「生活環境の保全を図ること」に改めます。

(3) 盛土等を行う者に対する規制の主な内容

① 盛土等の環境上の基準

ア 土石基準（土砂基準から名称変更）はこれまでどおり維持します。

イ 基準不適合の土石を用いた盛土等の禁止の規定はこれまでどおり維持します。

② 届出の対象

次のア、イであって、盛土等を行う区域の面積が1,000㎡以上の場合、事前の届出を求める仕組みに改めます。届出が不要な場合は、次の③から⑤までの規制の対象外とします。なお、土石の現地流用による盛土等は汚染の拡散が生じないため、届出の対象外とします。

ア 盛土規制法の許可を要する盛土又は堆積（都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたとみなされるものを含む。）

イ 埋立て（建築物その他の工作物の解体又は撤去に伴うものを除く。）等

③ 周辺の地域住民への周知

・ 上記②アに該当する盛土又は堆積は、法の規定により周知が行われることから、盛土条例に基づく周知は不要とします。

・ 埋立ては、盛土規制法の規定による周知が行われないことから、周辺地域の住民への説明会その他の方法による周知は必要とします。

・ 埋立てを行う場合の具体的な周知の方法については、規則で定めます。

④ 土石の搬入時の規制

現行条例における搬入する土石の発生元及びその土石が土石基準に適合することの確認や報告の仕組みはこれまでどおり維持します。

⑤ 盛土等が完了するまでの規制

次のア、イの規制はこれまでどおり維持し、適用除外とする盛土等は規則で定めます。

ア 盛土等を行う区域外への排水の水質調査、報告（定期的、完了時）

イ 盛土等が行われた土地の土壌汚染調査、報告（定期的、完了時）

⑥ 報告徴収・立入検査

報告徴収、立入検査の規定は、これまでどおり維持します。

⑦ 命令、公表

・ 知事は、届出を行わずに盛土等を行った者に対し、停止等を命ずることができることとします。

・ 知事は、土石基準や水質基準に適合しない場合に必要な措置等を命ずることができることとします。

・ その他の命令等については、条例の一部改正の内容を踏まえて見直します。

・ 命令等の内容の公表の規定は、これまでどおり維持します。

(4) 罰則

知事の命令に違反した場合等の罰則の規定については、条例の一部改正の内容を踏まえて見直します。（拘禁刑又は罰金）

(5) 経過措置

- ・ 盛土条例の一部を改正する条例の施行の際現に改正前の条例（旧条例）の許可を受けて行われている盛土等についての旧条例の災害の防止に関する規定の適用については、従前の例によることとします。
- ・ 盛土条例の一部を改正する条例の施行の際現に旧条例の許可を受けている者は、施行日において改正後の条例（新条例）の届出をした者とみなして、新条例の生活環境の保全に関する規定を適用します。
- ・ 盛土条例の一部を改正する条例の施行の際現にされている旧条例の許可の申請は、施行日に新条例によりなされた届出とみなすこととします。

○ 削除する内容

災害の防止の規制を盛土規制法に委ねることに伴い、災害防止に関する次の規定を削ります。

(1) 盛土等区域の土地の所有者の同意等

- ・ 盛土等区域の土地の所有者の同意
- ・ 盛土等に同意をした土地の所有者の義務
- ・ 盛土等に同意をした土地の所有者に対する命令及び勧告

(2) 許可の基準等

(3) 土砂等管理台帳の作成、盛土等に用いられた土砂等の量の報告

(4) 土砂等搬入禁止区域

○ 施行日

令和7年5月26日

3 盛土条例施行規則の一部改正の骨子

○ 改正する内容

(1) 名称

「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例施行規則」に改めます。

(2) 盛土等を行う者に対する規制の主な内容

① 届出書の添付書類等

届出書に添付する書類を簡素化して規定します。

② 周辺住民への周知の方法

埋立てについては、周知の方法として、説明会の開催、盛土等の内容を記載した書面の配布、盛土等の内容の掲示と合わせて行うインターネットを利用した閲覧機会の提供のいずれかの方法で実施することに改めます。

③ 土石の搬入時の規制

次のア、イについては、盛土条例で認めている土地の利用状況等の調査結果と同等程度と考えられるため、土石の搬入前に土石基準への適合を確認する書類に追加します。

ア 再生資源利用促進計画

イ 採石法又は砂利採取法の認可証

④ 盛土等が完了するまでの規制

次のア～ウのとおり、水質や土壌の汚染の調査を行う必要がない盛土等を規定します。これに該当しない盛土等は、分析調査を必要とします。

ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当する盛土等

(土石の搬入前に、県により汚染のおそれのないことが書面で確認されたものに限る。)

イ 土石の一時堆積（土石の搬入前の汚染のおそれの確認、県への報告は必要）

ウ 気象条件等により調査を行うことができないと知事が認める盛土等

○ 削除する内容

災害防止に関する規定を削ることに伴い、盛土条例施行規則から次の規定を削ります。

(1) 許可の適用除外

(2) 許可の基準等（構造基準）

(3) 盛土等区域の土地の所有者の同意の方法、盛土等に同意をした土地の所有者の盛土等の状況の確認

(4) 土砂等管理台帳、盛土等に用いられた土砂等の量の報告の方法

(5) 土砂等搬入禁止区域

○ 施行日

令和7年5月26日